

やまぐちジュニアアーチェリークラブ 規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本クラブはやまぐちジュニアアーチェリークラブと称し（以下はクラブと称す）
山口市スポーツ少年団及び山口市アーチェリー協会に所属する。

第2条 (事務所)

クラブの事務所は山口市黄金町 1-25-803 に置く。

第3条 (目的)

スポーツを愛好する少年・少女を対象に、アーチェリーの技術向上とマナーを学び安全に楽しむ中で、日々目標を決めて取り組み、目標達成の習慣を身につけることを目的とする。

第4条 (活動)

クラブはその目的を達成するために、下記の事業を行う。

1. 平日夕方または夜間の練習
2. 大会への参加および運営
3. 他団体との交流会
4. その他、クラブの目的達成に必要な活動

第2章 会員

第5条 (構成)

1. 会員は団員（保護者）・指導者で構成する。
2. 団員は、小学校1年生から高校3年生までで、保護者の同意を得て入団した者とする。

3. 指導者は 18 歳以上で日本スポーツ協会スタートコーチ以上の取得者、もしくは取得見込みの者とする。ただし、代表が認めた場合はこの限りではない。
4. 役員については第 3 章で規定する。

第6条 (総会)

1. 総会は第 5 条に定める会員をもって組織され、クラブに関する一切の事項について議決することができる。
2. クラブの定期総会は、毎年 4 月に開催されるものとする。
但し、代表が必要と認めたときは臨時総会を開催することができる。
3. 総会は代表が招集し、その議長となる。
4. 総会は次の事項を承認及び議決する。
規約の改定、役員の選出、決算、事業計画、その他必要な事項
5. 総会は、会員の 3 分の 2 以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、承認及び議決は出席者の過半数以上の同意を必要とする。

第7条 (入団)

入団を希望する者は、所定の様式により申し込みをし、第 18 条に定める会費を支払う。

第8条 (有効期間)

入団登録有効期間は、入団の申し込みを受けた日からその年度末日（3月31日）までとし、毎年度これを更新する。更新方法は前条の定めるところによる。

第9条 (団の登録)

クラブは、第 7 条に定めるところにより入団登録を行った団員をまとめ、日本スポーツ少年団登録システムに登録するとともに、クラブとして山口市スポーツ少年団に所定の登録料を支払い、クラブの登録を行う。

第10条 （休団）

1. 団員の事情により、一定期間活動できない場合には代表にその理由を報告し、任意に休団することができる。
2. 休団を希望する者は休団する月の1か月前までに代表に申し出る。
3. 休団期間の月会費は500円とする。

第11条 （退団）

1. 退団を希望する者は、代表に申し出ることで任意に退会することができる。
2. 団員が次のいずれかに該当するときは、退団したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡したとき。
 - (2) 会費を6か月以上納入しないとき。

第12条 （個人情報）

1. クラブは会員の個人情報の取扱いに留意し、許可なく本クラブの外部に提供してはならない。
2. 各種登録時には当該団員の許可なく個人情報を使用することができる。
3. クラブのHPおよびSNSには団員の個人情報の一部を掲載することができる。
4. 団員は、クラブのHP等に掲載される写真等において肖像権を放棄する。ただし、肖像権放棄が認められない団員は代表に届け出るものとする。

第3章 役員

第13条 （役員）

クラブには、次の役員を置く。

代表	1名
事務局長	1名
事務局員	保護者会理事
監事	1名以上3名以内

第14条 （互選・職務）

前条の役員は、クラブの指導者および団員の保護者の中から互選により選出する。

1. 代表は、クラブを代表し統括する。
2. 事務局長は、事務局を統括する。
3. 事務局員は、各担当業務を行う。
4. 監事は、クラブ運営及び会計を監査する。
5. 代表、事務局長および事務局員は兼任可能とする。

第15条 （名誉会長・顧問・参与）

1. 第13条に定める役員の他に、名誉会長、顧問、参与を置くことができる。
2. 名誉会長、顧問、参与の選任は役員会で決定する。

第16条 （役員会）

1. 役員会は第13条に定める役員をもって組織される。
2. 役員会は、必要に応じて開催することができる。
3. 役員会は代表が招集し、その議長となる。
4. 役員会は、各担業務に必要な事項の承認及び議決する。
5. 承認及び議決は出席者の過半数以上の同意を必要とする。

第17条 （任期）

1. 役員の任期は4月1日から翌3月31日までの1年間とする。
2. 役員は、再任を妨げない。ただし、代表および事務局長の任期は連続して10年間を超えないものとする。
3. 役員に欠員が生じたときは、それを補充する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会計

第18条 (会計)

クラブの会計は、下記の収入によって支弁する。

1. 入会金 (アーチェリー連盟・スポーツ少年団登録費等)
2. 月会費 (コースにより異なる)
3. スポーツ保険
4. 臨時会費 会費で賄えない場合、代表者が決定し徴収する。
5. 補助金等

徴収した入会金・月会費は、いかなる場合でも返却しない。

第19条 (会計年度)

クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第20条 (運営費の使途)

クラブ運営費の使途は以下のとおりとする。

1. スポーツ少年団登録料
2. アーチェリー連盟登録費
3. 練習会場使用料
4. 指導者の謝金、交通費
5. 指導者がその職務にある間に、スポ少に関する資格取得や更新に必要な経費
6. 団員の遠征等で指導員が引率を行う場合、交通費（実費）を支給
7. 消耗品費
8. 諸事業費
9. その他

第21条 (報告・承認)

1. 代表は、定期総会において前年度の会計報告を行い、計算書類の承認を受けなければならない。
2. 監事は、前項に定める会計報告及び計算書類について、事前に確認の上、意

見を述べることができる。

第5章 雑則

第22条 (設立年月日)

クラブの設立年月日は平成 27 年 4 月 1 日とする。

附則

1. この規約は、平成 27 年 4 月 1 日に制定・施行する。
2. この規約は、平成 28 年 4 月 1 日に改定・施行する。
3. この規約は、平成 29 年 4 月 1 日に改定・施行する。
4. この規約は、令和 6 年 4 月 1 日に改定・施行する。
5. この規約は、令和 7 年 1 月 13 日に改定・施行する。
6. この規約は、令和 7 年 4 月 5 日に改定・施行する。